要介護認定を受けている方の税控除

介護保険要介護認定者の障害者控除及び特別障害者控除について

年齢が満65歳以上で介護保険の要介護認定を受けている方のうち、一定の要件(以下の表を参照)を満たす方に「**障害者控除対象者認定書**」を交付します。

この認定書により、平成20年分の所得税及び平成21年度分道町民税の申告(確定申告)時に、障害者控除又は特別障害者控除を受けることができます。

ただし、身体障害者手帳もしくは療育手帳の交付を受けている方は、申告の際にその手帳を提示する ことで控除を受けられますので、認定書は必要ありません。

[認定書の交付の要件]

| 控除区分 | 障害者控除対象者 | 要介護度 ※ | 日常生活自立度 ※ | |
|---------|-------------------------------|-----------|-----------|--------|
| | | | 障がい高齢者 | 認知症高齢者 |
| 障害者控除 | 知的障がい者(軽度・中度)に 準ずる障害者控除対象者 | 要介護 1 ~ 3 | _ | II以上 |
| | 身体障がい者(3級~6級)に準 ずる障害者控除該当者 | 要介護 1 ~ 3 | Aランク以上 | _ |
| 特別障害者控除 | 知的障がい者(重度)に準ずる 障害者控除対象者 | 要介護 3 ~ 5 | _ | III以上 |
| | 身体障がい者(1級~2級)に準 ずる障害者控除該当者 | 要介護 3 ~ 5 | Bランク以上 | _ |
| | 寝たきり高齢者に準ずる障害 者控除対象者 | 要介護 4 ~ 5 | Cランク以上 | _ |

- ※ 基準日は平成20年12月31日現在。(基準日以前に死亡している場合は死亡月日を基準日とします)
- 注)要介護認定を受けていない方、または介護度が要支援1・2」の方は対象になりません。

▶申請に必要なもの

申請書、印鑑、介護保険被保険者証(青い被保険者証です)

▶申請書設置及び受付場所

役場総合窓口、すこやか健康センター、天売・焼尻支所

▶申請の受付開始

平成21年1月13日(火)から開始します。

※電話による、認定書交付の対象になるかどうかの照会はお受け できませんのでご了承ください。



→ お問い合わせ 【障害者控除については】 財務課税務係 ☎ 62-1211(内線256)
【認定書の交付に関することは】 福祉課介護保険係 ☎ 62-6020